

平成 24 年 2 月 1 日

各 位

株式会社関西アーバン銀行

外貨定額個人年金保険「アドバンテージ・セレクトPG」、
法人向け事業保険「新通増定期保険」及び「終身がん保険」の取扱開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取 北 幸二）は、平成 24 年 2 月 6 日（月）より、外貨定額個人年金保険「アドバンテージ・セレクトPG」（引受保険会社：プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）、法人向け事業保険「新通増定期保険」及び「終身がん保険」（いずれも引受保険会社はマスマチュアル生命保険株式会社）の取扱いを開始します。

1. 「アドバンテージ・セレクトPG」

「アドバンテージ・セレクトPG」は、多彩な通貨で通貨分散をしながら、固定利率で着実に大切な資産を運用することができる外貨定額個人年金保険です。お客さまのニーズにあわせて、ご契約時に年金原資額（指定通貨建）が確定する「ベーシックタイプ」、運用成果を「円」で確保するため目標額を設定する「ターゲットタイプ」の2つのプランからお選びいただけます。

2. 「新通増定期保険」

「新通増定期保険」は、保険料が一定で保険金額が基本保険金額の 5 倍を限度に増加する法人向け事業保険です。経営者をご勇退されたときの退職慰労金や事業の運転資金の準備ができます。また、万一のときの相続対策・事業継承だけでなく、遺族保障（死亡退職金・弔慰金）としてもご利用いただけます。

3. 「終身がん保険」

「終身がん保険」は、所定の告知書による告知のみでお申しただけ、「がん」の診断確定時から入院・手術・退院後療養費など一生にわたって保障する法人向け事業保険です。給付金・保険金は、見舞金・死亡退職金・弔慰金の財源としてご活用いただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

「アドバンテージ・セレクトPG」商品概要

引受保険会社	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社									
被保険者 契約年齢	0歳～80歳（満年齢）									
指定できる通貨 と 据置期間	【ベーシックタイプ】									
	指定通貨	据置期間								
	米ドル・ユーロ・豪ドル	2年・3年・5年・6年・7年・10年								
	円	5年・6年・7年・10年								
	【ターゲットタイプ】									
	米ドル・ユーロ・豪ドル	5年・6年・7年・10年								
保険料円入金 特約 (びたっと円入金)	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建の保険料を円により払込むことができます。 「びたっと円入金（保険料円換算額を定める場合の特則）」を適用し、払込み頂く円建の一時払保険料相当額（保険料円換算額）をもとに外貨建の一時払保険料（基本保険金額）を計算します。 <p>※プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レート（2012年2月現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>米ドル</td> <td>ユーロ</td> <td>豪ドル</td> </tr> <tr> <td>TTM+50銭</td> <td>TTM+50銭</td> <td>TTM+50銭</td> </tr> </table>				米ドル	ユーロ	豪ドル	TTM+50銭	TTM+50銭	TTM+50銭
米ドル	ユーロ	豪ドル								
TTM+50銭	TTM+50銭	TTM+50銭								
保険料外貨入金 特約 (米ドルクロス 入金)	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ建または豪ドル建の保険料を米ドルにより払込むことができます。 「米ドルクロス入金（保険料外貨換算額を定める場合の特則）」を適用し、払込み頂く米ドル建の一時払保険料相当額（保険料外貨換算額）をもとにユーロ建、または豪ドル建の一時払保険料（基本保険金額）を計算します。 <p>※プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レート（2012年2月現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>ユーロ</td> <td>豪ドル</td> </tr> <tr> <td>ユーロのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭</td> <td>豪ドルのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭</td> </tr> </table>				ユーロ	豪ドル	ユーロのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭	豪ドルのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭		
ユーロ	豪ドル									
ユーロのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭	豪ドルのTTM+50銭÷米ドルのTTM-50銭									
保険料	【最低一時払保険料】									
		米ドル	ユーロ	豪ドル	円					
	「びたっと円入金」を適用する場合	100万円 (1万円単位)	100万円 (1万円単位)	150万円 (1万円単位)	-					
	「米ドルクロス入金」を適用する場合	-	2万米ドル (100米ドル単位)	3万米ドル (100米ドル単位)	-					
	「びたっと円入金」・ 「米ドルクロス入金」を適用しない場合	1万米ドル (100米ドル単位)	1万ユーロ (100ユーロ単位)	2万豪ドル (100豪ドル単位)	100万円 (1万円単位)					
	【最高一時払保険料】									
	5億円/被保険者が満15歳未満の場合は1億円（円換算額） ※被保険者が満15歳未満の場合は、契約されている他の保険契約との通算により、保険金額の引受を制限する場合があります。									
クーリングオフ	申込日または契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）についての同意確認日のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば書面により申込の撤回等を行うことができます。									

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

「アドバンテージ・セレクトPG」に関する重要事項

ご契約にかかる費用について

○積立利率について

お申込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、契約日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、死亡時円建支払額最低保証特約を付加した場合には、死亡時円建支払額最低保証費率（積立金額に対して指定通貨が米ドルの場合年率0.17%、ユーロの場合年率0.21%、豪ドルの場合年率0.35%）を加えたものをいいます。

○外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【保険料を円でお申込みいただく場合、年金・保険金等を円でお受取りいただく場合の費用】

「保険料円入金特約」を付加して保険料を円でお申込みいただく場合の為替レートと仲値（TTM）

*1との差額、および「円支払特約」を付加して年金・保険金等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値（TTM）*1との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

通貨	保険料円入金特約用の為替レート	円支払特約用の為替レート
米ドル	TTM+50銭	TTM-1銭
ユーロ	TTM+50銭	TTM-2銭
豪ドル	TTM+50銭	TTM-3銭

※当該費用は将来変更される可能性があります。

【保険料を指定通貨と異なる外貨（米ドル）でお申込みいただく場合の費用】

・「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を指定通貨と異なる外貨でお申込みいただく場合、お申込みいただく外貨（米ドル）をそれぞれの指定通貨に対応するブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートを用いて、それぞれの指定通貨建に変更しますので費用が発生します。なお、所定の為替レートの計算に用いる、お申込みいただく外貨（米ドル）の仲値（TTM）*1との差額および指定通貨の仲値（TTM）*1との差額は為替手数料として通貨交換時にそれぞれご負担いただきます。

通貨	保険料外貨入金特約用の為替レート
ユーロ・豪ドル	指定通貨（ユーロまたは豪ドル）のTTM+50銭÷お申込みいただく外貨（米ドル）のTTM-50銭

※当該費用は将来変更される可能性があります。

*1 仲値（TTM）は、ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。

【年金・保険金等を外貨でお受取りいただく場合の費用】

・お取扱いの金融機関により諸手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります（金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。

・外貨でのお支払いにかかる手数料（ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料）をお支払額より差し引くことがあります（送金先金融機関により、手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にご確認ください）。

【据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合の費用】

・据置期間を再設定するときに再設定前の通貨と再設定後の通貨を変更される場合には、ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レート*2を用いて再設定後の通貨により基本保険金額を変更しますので、費用が発生いたします。なお、この費用の額は、再設定時にブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがあるため、一律に記載することができません。

*2 ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートは、ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する金融機関が公示する、再設定日における、次の式により得られるレートを下回ることはありません。（再設定日における再指定前の通貨の TTB（対顧客電信買相場）÷再設定日における再指定後の通貨の TTS（対顧客電信売相場））

○年金・遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2011年2月現在）を年金支払日に積立金額より控除します。※当該費用は将来変更される可能性があります。

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

○解約（減額）の際にご負担いただく費用

解約（減額）する積立金に対し、据置期間に応じて0.7～7.0%の解約控除率を乗じた金額を解約（減額）の際にご負担いただきます。

この保険のリスクについて

○為替リスクについて

この保険は指定通貨が外貨の場合に、円や指定通貨と異なる外貨でお支払いいただく場合、または円でお受取りいただく場合やお申込時の指定通貨とお受取時の通貨が異なる場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等をお支払いいただいた通貨で換算した場合の金額がお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※指定通貨が外貨で死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合には、据置期間中の死亡保険金額について一時払保険料相当額（円換算）を最低保証いたします。

- ・この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人に帰属します。
- ・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分（TTSとTTBの差額）のご負担が生じるため、年金（総額）等をお支払いいただいた通貨で換算した場合の金額がお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

○市場金利に応じて解約返戻金が増減することについて

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります（解約時の積立利率がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少することがあります）。また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかるため、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その他留意事項

- この商品は、当行による元本および利回りの保証はありません。
- この商品は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。
- この商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構によりご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額が削減されることがあります。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険のお申し込みはお断りしています。

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

「新通増定期保険」商品概要

引受保険会社	マスマチュアル生命保険株式会社
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者：法人 ・ 被保険者：役員等 ・ 死亡保険金受取人：法人 ・ 高度障害保険金受取人：法人（法人契約の特則による）
契約年齢	25歳～70歳（通増率変更年齢によりご契約年齢の範囲が異なります） ※被保険者の保険年齢
保険期間/ 保険料払込期間	70歳～82歳満了（ご契約年齢により異なります）
基本保険金額	<p>3,000万円～1億4,000万円 （ご契約年齢が61歳以上の場合は1億円以下）</p> <p>保険金額は、通増率に関わらず基本保険金額の5倍までとなります ※同一被保険者で、マスマチュアル生命の他の生命保険のご契約がある場合には通算して上記の範囲内とします。</p>

「終身がん保険」商品概要

引受保険会社	マスマチュアル生命保険株式会社
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者：法人 ・ 被保険者：役員等 ・ 死亡保険金受取人：法人 ・ その他の給付金・保険金等の受取人：法人 （法人契約の特則による）
契約年齢	25歳～70歳（被保険者の満年齢）
保険期間・ 保険料払込期間	終身
がん入院給付金 日額	<p>10,000円～60,000円（1,000円単位）</p> <p>同一被保険者で、マスマチュアル生命の他の医療保険・入院特約等のご契約がある場合には、入院給付金日額と通算して60,000円を限度とします。</p>

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

「新通増定期保険」、「終身がん保険」に関する重要事項

この保険のリスクについて

○お申込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや、ご契約の締結・維持管理に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

その他留意事項

- この商品は、当行による元本および利回りの保証はありません。
- この商品は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。
- この商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構によりご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険のお申し込みはお断りしています。
- ご契約者が法人の場合はクーリング・オフ制度をご利用いただけません。

このニュースリリースは保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品の最新の契約締結前交付書面または契約概要・重要事項のお知らせ（注意喚起情報を含む）および商品パンフレットのほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。